

平成28年9月9日／福岡地方裁判所／平成26年（ワ）第3028号

原告 X 1（以下「原告 X 1」という。）
原告 X 2（以下「原告 X 2」という。）
原告 X 3（以下「原告 X 3」という。）

被告 社会福祉法人 Y
上記代表者理事 A

主文

- 1 被告は、原告 X 1 に対し、1 4 3 5 万 4 4 7 3 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、7 1 7 万 7 2 3 6 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 X 3 に対し、7 1 7 万 7 2 3 6 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告 X 1 に生じた費用と被告に生じた費用の 2 分の 1 につきこれを 1 0 0 分して、その 3 を原告 X 1 の負担とし、その余を被告の負担とし、原告 X 2 に生じた費用と被告に生じた費用の 4 分の 1 につきこれを 1 0 0 分して、その 3 を原告 X 2 の負担とし、その余を被告の負担とし、原告 X 3 に生じた費用と被告に生じた費用の 4 分の 1 につきこれを 1 0 0 分して、その 3 を原告 X 3 の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、1 項ないし 3 項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告 X 1 に対し、1 4 8 2 万 5 2 6 3 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告 X 2 に対し、7 4 0 万 7 6 3 1 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告 X 3 に対し、7 4 0 万 7 6 3 1 円及びこれに対する平成 2 6 年 1 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (5) 仮執行宣言

コメントの追加 [1]: 原告（利用者側）は、利用者の夫と子どもたちです。

コメントの追加 [2]: 被告（事業者側）は、社会福祉法人です。

コメントの追加 [3]: 結論のパートです。

コメントの追加 [4]: 原告ら3人合計で2,870万円の損害賠償が認められています。

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- (3) 仮執行免脱宣言

第2 事案の概要等

1 事案の概要

亡B（以下「亡B」という。）は、認知症により要介護認定を受けて、被告が運営するデイサービスセンターY（以下「本件施設」という。）へ通所していたところ、平成26年1月23日午後零時39分頃、本件施設を抜け出し、その後、同日夜頃、本件施設から直線距離で約1.5キロメートル離れた畑の中において、低体温症により死亡（凍死）した（以下、この亡Bが本件施設から抜け出した事故を「本件事故」という。）。

本件は、亡Bの相続人である原告らが、亡Bが本件施設を抜け出して死亡に至ったのは、
〈1〉 被告の職員が認知症に罹患した亡Bの行動を注視して施設外に出ないように注意すべき義務があるのにこれを怠った過失、〈2〉 被告において本件施設利用者が本件施設から脱出しないよう、もしくは脱出したとしても被告職員がこれを容易に認識できるような体制を構築すべき注意義務があるのにこれを怠った過失ないし安全配慮義務違反、〈3〉 亡Bが本件施設から抜け出したことを認識した時点で、被告には亡Bを適切に搜索する義務があるのにこれを怠った過失によるものである旨を主張して、原告らが亡Bから相続した亡Bと被告間の本件施設利用契約（以下「本件利用契約」という。）の債務不履行による損害賠償請求権、不法行為（民法709条）又は使用者責任（民法715条1項）による損害賠償請求権に基づき、原告ら各自が法定相続分の範囲（原告X1につき2分の1、原告X2及び原告X3につき各4分の1）で相続した亡Bの損害賠償金（死亡慰謝料2000万円、逸失利益294万5526円及び文書料5000円）及びこれに対する本件事故日である平成26年1月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに（選択的併合）、原告ら各自が亡Bの死亡により精神的苦痛等を被った旨を主張して、被告に対し、不法行為（民法709条）又は使用者責任（民法715条1項）による損害賠償請求権に基づき、原告ら固有の慰謝料等（原告X1につき慰謝料200万円及び弁護士費用135万円、原告X2につき慰謝料100万円及び弁護士費用67万円、原告X3につき慰謝料100万円及び弁護士費用67万円）の支払及びこれに対する本件事故日である平成26年1月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、本件各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 亡Bは、昭和12年（以下略）生の女性であり、平成26年1月23日夜頃、低体温

コメントの追加 [5]: 事案のまとめのパートです。

コメントの追加 [6]: デイサービスの事案です。

コメントの追加 [7]: デイサービスセンターから離脱し、キャベツ畑の中で凍死したケースです。

コメントの追加 [8]: 事実確認のパートです。

コメントの追加 [9]: 時系列です。

H25.10 認知症高齢者自立度Ⅲa,Ⅲb。要介護2。
H25.12.15 サービス利用契約。
H26.1.23 離脱後、死亡。

症により死亡した（死亡時76歳。甲1、6の2）。

イ 原告X1は、亡Bの夫であり、原告X2及び原告X3は、亡Bと原告X1の子である。亡Bを被相続人とする相続の法定相続分は、原告X1が2分の1、原告X2及び原告X3が各4分の1である（甲1）。

ウ 被告は、養護老人ホームの経営、老人デイサービス事業の経営等の社会福祉事業等を目的とする社会福祉法人である（甲2、乙1の1ないし1の5）。

（2） 亡Bの認知能力の程度

亡Bは、平成24年11月21日、アルツハイマー型認知症と診断され、平成25年10月頃、認知症高齢者自立度においてⅢa（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態）ないしⅢb（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態）と評価され、平成25年10月16日、C市から要介護2（要介護度1（要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態）の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態）と認定された（甲3、4、24）。

（3） 本件施設の利用

ア 亡Bは、平成25年12月13日、被告が経営するデイサービスセンターY（本件施設）に体験入所し、同月16日、被告と本件施設の利用契約（本件利用契約）を締結した（甲5、乙2、3、弁論の全趣旨）。

イ 本件利用契約第11条1項は、被告及びサービス従事者は、サービスの提供にあたり、亡Bの生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものと規定し、同条4項は、被告は、サービス提供時において、亡Bに病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものと規定する（乙2）。

ウ 亡Bは、本件利用契約締結後、本件事故日における通所を含め、合計7回にわたり本件施設に通所した（乙11、D証人6頁、弁論の全趣旨）。

（4） 本件施設の人的・物的整備の状況

ア 本件施設は、被告が福祉介護事業（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス等）に供する建物（以下「本件建物」という。）の2階の1区画（デイサービスエリア）にあり、2階に設置された本件建物正面玄関に近接する位置に存在する。本件建物内の配置は、別紙図面1のとおりである（甲6の4、乙1の1）。

イ 本件施設（デイサービスエリア）内部の配置は、別紙図面2のとおりであり、本件施設の出入り口は、正面出入り口（同図面記載の「デイサービス出入口」の箇所）、本件建物正面玄関に通じる防火扉非常口（同図面記載の「デイ非常口（防火扉）」の箇所、以下「本件非常口」という。）及び養護老人ホームに通じる防火扉非常口（同図面記載の「養護非常口（防火扉）」の箇所）の3つがある。また、デイサービスエリアの内部は、一般利用者と認知症利

用者の滞在位置が区分されている（乙１９の５）。

（５） 本件事故の状況、亡Ｂの死因等

ア 亡Ｂは、平成２６年１月２３日午前９時頃、被告職員の送迎により本件施設に通所した。この頃、亡Ｂは、被告従業員に対し、「帰りたい。主人が迎えに来ている」などと告げて、帰宅願望が認められた（甲６の１、弁論の全趣旨）。

イ 本件事故当日、本件施設の利用者は２８名であり、被告職員は９名で利用者に対応していた。本件事故直前の被告職員及び本件施設利用者の位置は、概ね別紙図面２のとおりである（乙１９の５、弁論の全趣旨）。

ウ 亡Ｂは、同日午後零時３９分頃、本件施設の本件非常口の扉を開けて本件施設（デイサービスエリア）を抜け出し、同日午後零時４２分頃、本件建物正面玄関から屋外に出て、同日午後零時４８分頃、本件建物の敷地の出口に向かって歩行し、本件建物の敷地外に出た（甲６の４）。

エ 平成２６年１月２６日午後２時５分頃、本件施設から直線距離で約１．５キロメートル離れた〇県Ｅ市（以下略）先のキャベツ畑において、亡Ｂの遺体が発見された（甲６の１）。

オ 平成２６年１月２７日、亡Ｂの司法解剖が実施され、死因につき低体温症（凍死）、死亡推定日時につき同月２３日夜頃と判断された（甲６の２）。

平成２６年１月２３日の〇県の平均気温は４．９度、最高気温は１１．３度、最低気温は０．６度であった（甲６の６、乙１７、１８）。

（６） 被告側の対応と発見時の状況

ア 亡Ｂが本件施設内にいないことに気付いた被告職員は、本件建物内部やその周辺を捜索し、併せて、警察及びＦ町役場などにその旨を連絡した。

警察は、警察犬による捜索を実施し、Ｆ町役場は、平成２６年１月２５日午前８時以降、防災無線により、行方不明である亡Ｂの情報を募る町内放送を実施した（甲２０の２、平成２７年９月１６日付調査嘱託回答書）。

イ 本件事故から３日後の平成２６年１月２６日に畑仕事業者によって亡Ｂの遺体が発見された際、亡Ｂの履いていたスニーカーは、脱いで整然と並べてあり、また、発見時の亡Ｂは、前記キャベツ畑のあぜ道上で仰臥位の姿勢で、両手を腹部上に乗せた状態であった（甲６の１、６の３）。

（７） 亡Ｂの年金受給額

亡Ｂは、生前、国民年金及び厚生年金保険の老齢厚生・基礎年金として、年間４２万５１００円の支払を受けていた（甲８）。

（８） 本件訴訟の提起

原告らは、平成２６年１０月６日、本件訴訟を提起し、被告は、本件の訴状副本を同月１５日に受領した（顕著な事実）。

３ 争点及び争点についての当事者の主張

（１） 被告職員の過失、被告の債務不履行及び過失の有無（争点１）

（原告らの主張）

ア 被告及び被告職員は、亡Ｂが認知症に罹患しており、本件施設を利用する以前から徘徊の症状があることを具体的に認識し、本件事故当日には被告に対して帰宅願望を述べていたのであるから、本件施設を抜け出して徘徊することを容易に予見することができた。

イ 亡Ｂは、アルツハイマー型認知症に罹患しているため、どのような行動を起こすか予測できない状態にあり、一方で歩行障害はないから、被告職員には、亡Ｂの行動を注視して亡Ｂが本件施設や本件建物の外に出ないように注意すべき義務（以下「注視義務」という。）がある。

しかし、被告職員は、亡Ｂが、デイサービスフロアの本件非常口から外に出ていくまでに、４名の被告職員の目の届く範囲を移動しているにもかかわらず、亡Ｂの行動を注視し、声をかけるなどの措置をとることなく、約２０分間も亡Ｂが本件施設を抜け出したことに気がつかなかったのであるから、上記義務を怠った過失がある。

ウ 被告には、認知症罹患患者を含む要介護高齢者を預かる以上、本件施設利用者が勝手に本件建物の正面玄関から脱出しないような体制、もしくは脱出したとしても被告職員がこれを容易に認識して利用者を連れ戻すことができるような体制を構築すべき注意義務（以下「体制構築義務」という。）がある。

しかし、被告は、人の出入りが予想される本件施設の正面出入り口並びに本件非常口及び本件建物の正面玄関に、監視員等の配置やブザー及びベルなどの音が鳴る器具を設置せずに、何らの措置も講じていなかったのであるから、上記義務に違反した。

被告は、亡Ｂが本件施設から外に出るために通った本件非常口は、普段から使われておらず、使用することが想定されていなかったと主張するが、亡Ｂを含む認知症患者は予想外の行動をとることも稀ではなく、利用者が本件非常口から外出することも当然予想されるのであるから、本件非常口にも適切な措置を講じなければならなかったというべきである。

エ 被告には、亡Ｂが本件施設から抜け出したことを認識した以上、亡Ｂを適切に搜索する義務（以下「搜索義務」という。）がある。

しかし、被告は、内部告発文書（甲１９の１）にあるとおり、警察への届出を意図的に遅らせたことにより、警察犬を用いた搜索を困難にさせ、また、Ｆ町役場へ速やかに連絡せずに、本件事故当日に防災無線を利用した搜索を実施しなかったのであって、上記義務に違反した。

オ 以上のとおり、被告職員及び被告には、本件事故の発生につき過失があり、また、被告には安全配慮義務違反による債務不履行が認められる。

（被告の主張）

ア 被告は、亡Ｂが本件施設の利用を開始するにあたり、亡Ｂに徘徊癖があることは聞いていたが、本件事故までの本件施設の利用において、亡Ｂに異常行動があることを確認することができず、ほぼ自立して活動していたのであり、亡Ｂが予測できない行動をとるという兆候

は見られなかった。

したがって、被告及び被告職員において、亡Bが本件施設から抜け出すことは予見することができなかった。

イ 福祉施設において、利用者の自由な行動を制限するような措置を採ることは、高齢者等の拘束として重大な人権侵害に該当する行為であり、被告において、単に監視員等を配置しなかったことや玄関の施錠をしなかったことは、過失とはいえない。利用者の生命・身体のため、身体拘束等の措置をとる緊急でやむを得ない事情がある場合には、玄関の施錠等の措置を採ることも必要であると考えられるが、本件施設において、利用者による無断外出が頻繁に生じていた等の事情はなく、上記の緊急でやむを得ない事情があったとはいえない。

ウ 被告は、デイサービスエリアの正面出入りに鈴を付けた紐をかけており、被告職員において、正面出入り口から本件施設に出入りする者の存在を把握することができる体制を構築していた。

デイサービスエリアの出入り口の一つである本件非常口は、過去に利用者が使用したことがなかったことから、消防署からの指摘もあり、施錠などの措置は講じていなかった。

エ 被告は、意図的に警察への届出を遅らせたことはなく、事実関係や情報を整理した後、警察に届け出たものである。また、被告は、本件事故当日の午後5時10分にはF町役場へ連絡を入れ、同日午後7時50分に防災無線の依頼をしたが、夜間であることを理由にこれを断られたのである。

被告は、本件事故当日の午後1時頃には、被告職員が自動車を用いて本件建物周辺広域を探索し、亡Bが発見されるまで継続して探索を実施した。

以上の事後対応をとった被告には、亡Bの捜索に関して落ち度がない。

オ 以上のとおり、被告職員及び被告には、過失がなく、また、被告に安全配慮義務違反による債務不履行は認められない。

（２） 被告職員及び被告の権利侵害又は債務不履行と亡Bの死亡との間の相当因果関係の有無（争点２）

（原告らの主張）

ア 本件事故当時、認知症の影響により亡Bの認知能力は相当低下しており、本件施設は、亡Bの慣れ親しんだ自宅及びその周辺から直線距離で約3キロメートル以上離れており、亡Bが自力で本件施設から自宅に帰ることは困難であったこと、亡Bは他人に自らの状況を説明して救助を求めることが期待できない状態にあったこと、本件建物から亡Bの発見場所までの通路は、自動車の通行が頻繁にあるもの人通りが少ない状態にあったことを踏まえると、亡Bが本件施設から抜け出して徘徊した場合、低体温症により死亡することは、通常生ずべき損害といえる。

仮に、亡Bの死亡に由来する損害が特別損害にあたるとしても、被告は、亡Bに徘徊癖があること、亡Bが自力で本件施設や自宅に戻る能力がなく、他人に助けを求めることが期待で

きない状態にあったこと、本件事故当日の平均気温は4.9度、最低気温は0.6度であるところ、亡Bは本件施設利用時に十分な防寒対策をしていなかったこと、本件建物の周辺環境は人通りが少ないことをそれぞれ認識していたのであるから、被告は、亡Bが徘徊をすれば低体温症により死亡することについて予見することができたといえる。

イ また、被告において、亡Bの所在不明を認識した後、速やかに警察に届出を行い、直ちに警察犬による捜索が実施されていれば、亡Bを発見し易かったはずであり、防災無線が本件事故当日に行われていれば、地域住民から亡Bの情報を得ることができた可能性が高い。そうすると、被告が速やかに警察への届出やF町役場への連絡を行っていたれば、亡Bの発見は容易になり、死亡という結果には至らなかったといえる。

ウ 以上から、被告職員及び被告の権利侵害行為又は債務不履行と亡Bの死亡との間には相当因果関係が認められる。

(被告の主張)

ア 被告職員の過失並びに被告の債務不履行及び過失から通常生じる損害は、亡Bが本件施設から外出して行方不明になったことについての損害にとどまり、亡Bの死亡についての損害は特別損害にあたるというべきである。

亡Bは、要介護2と認定されていたものの、歩行障害もなく、意思の伝達や季節の大まかな理解、場所の理解も可能であり、食事や排せつ、衣服の着脱は自力ですることができ、コミュニケーションも十分にとれていた。自宅では、一人で毎日のように散歩し、知った道であれば自力で帰ることができていたのである。

また、亡Bの発見場所と本件建物の距離及び死亡推定時刻からすると、亡Bは、車の交通量や人通りが多い本件建物の西側を徒歩で移動した蓋然性が十分にあり、亡Bが助けを求めようとすればそれが可能な環境にあった。

以上のとおり、亡Bは、本件事故当時、身体的にも他人への意思の伝達に特段の支障はなく、自らの生命身体に及ぶ危険から身を守る能力を喪失しておらず、助けを求めることができる環境に存在したのであるから、亡Bが本件施設から抜け出たことをもって、直ちに亡Bの死亡を予見できるものではない。

イ 原告らが主張する時期に警察への届出やF町役場への連絡を行った場合に、警察犬や防災無線による捜索が功を奏したとする具体的な根拠はない。

ウ 以上から、被告職員及び被告の権利侵害行為又は債務不履行と亡Bの死亡との間には相当因果関係が認められない。

(3) 亡B及び原告らの損害額(争点3)

(原告らの主張)

ア 死亡慰謝料 2000万円

亡Bは、アルツハイマー型認知症に罹患していたものの、死亡当時76歳であって女性の平均寿命に満たない年齢であり、かつ、身体能力もあり、家族に見守られながら生活を送る予

定であったが、突如として死を迎えなくてはならなかったのであり、その精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は2000万円を下らない。

イ 逸失利益 294万5526円

基礎収入（老齢基礎・厚生年金） 42万5100円

生活費控除率 30パーセント

亡Bの平均余命14年のライプニッツ係数 9.8986

（計算式） 42万5100円×（1－0.3）×9.8986

ウ 文書料 5000円

エ 原告ら固有の慰謝料 合計400万円

（ア） 原告X1 200万円

（イ） 原告X2 100万円

（ウ） 原告X3 100万円

オ 弁護士費用 合計269万円

（ア） 原告X1 135万円

（イ） 原告X2 67万円

（ウ） 原告X3 67万円

（被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2判示の前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1） 亡Bの認知能力の程度及び病状

ア 亡Bは、平成24年11月21日、脳の軽度萎縮が認められ、アルツハイマー型認知症と診断された。亡Bが受検した知能評価スケールであるMMSEテストの結果は、平成22年3月31日時点で29点、平成24年11月21日時点で18点であった（甲3－15頁、同16頁、同18頁、同31頁、甲4－12頁）。

イ 亡Bの主治医であったG病院のH医師は、平成25年9月26日、亡Bの病状について、以下の内容が記載された主治医意見書を作成した（甲4－12頁以下）。

- ・「短期記憶」 問題あり
- ・「日常の意思決定を行うための認知能力」 見守りが必要
- ・「自分の意思の伝達能力」 具体的要求に限られる
- ・「認知症高齢者の日常生活自立度」 III b
- ・「認知症の周辺症状」 暴言・意欲低下

コメントの追加 [10]: 裁判所の判断のパートです。

コメントの追加 [11]: 事実確認のパートです。

- ・「現在あるいは今後発生の可能性の高い状態」 徘徊・意欲低下

ウ 介護認定審査会の調査員は、平成25年10月1日、亡Bの要介護の審査を行い、亡Bの認知機能及び精神・行動障害として、以下の症状が発現していることを確認し、認知症高齢者の日常生活自立度をⅢaと評価した（甲4－8頁以下）。

- ・「意思の伝達」 できる
- ・「毎日の日課を理解」 できない
- ・「短期記憶」 できない
- ・「今の季節を理解」 できる
- ・「場所の理解」 できる

「自宅」と正答

- ・「徘徊」 ある

玄関の出入りや家の周囲を歩き回ることを繰り返す。玄関に入ったかと思うとすぐに出ていく。毎日、散歩から帰ってもまたすぐに出て行ってしまう。

- ・「外出して戻れない」 時々ある

夫と出かけてスーパーで一人でトイレに行くも、夫のもとに戻れずガソリンスタンドでうずくまっているところを職員が見つけて警察に通報、警察から連絡があり迎えに行く（先月1回、6月頃には検査入院中病院から出て行き戻れず探された。）。

- ・「作話」 ある
- ・「感情が不安定」 ある

失敗したことを指摘・声掛けすると頭が混乱してしまい、自分の状況が把握できず、泣きだし、夫に手を出すことがある。

- ・「同じ話をする」 ある
- ・「落ち着きなし」 ある
- ・「一人で出たがる」 ある

毎日、実家に帰るなどと落ち着きなく夜中でも出て行こうとする、説明してもなかなか聞き入れられず、感情的になり出かけてしまう。息子が気づいたときはついていくが、一人で出かけていることが多い。

- ・「ひどい物忘れ」 ある

食事をしたことを忘れ、食べた直後に食事の準備をする。毎日、探し物を始めると、何を探しているかを忘れて探し回り、物を移動させる。

- ・「自分勝手に行動する」 ある

週一、二回、家族で外出する準備をしても、いつの間にか散歩に出かけていることがある。

- ・「話がまとまらない」 ある

感情が高揚すると話がまとまらずに会話にならない。

- ・「金銭の管理」 全介助
- ・「日常の意思決定」 困難

衣服はその辺にある物を選び着ており、夏の暑いときでも長袖を着たりしている。日常的に夫や息子家族の見守り、声掛けが必要。

- ・「買い物」 全介助
- ・「簡単な調理」 全介助

エ C市は、平成25年10月16日、亡Bの要介護度を要介護2と認定した（甲4－1頁、同8頁）。

（２） 亡Bの認知能力の程度及び病状に関する被告の認識

ア 被告は、平成25年12月中旬頃、亡Bが本件施設の利用を開始するにあたり、亡Bの生活歴、要介護度、現病状を聴取し、亡Bの精神状態などについて分析し、デイサービス計画を策定した。これにより、被告は、亡Bが約3年前からアルツハイマー型認知症に罹患していること、認知症の程度は中程度であり、要介護度2であること、認知症高齢者の日常生活自立度においてⅢaないしⅢbと評価されること、デイサービスエリア内の居室及びトイレ等がわからない可能性があり、被告職員において見守り及び誘導を行う必要があること、意思の疎通やコミュニケーションは可能であること、亡Bに徘徊癖があることなどを認識した（乙4、6、7、9）。

イ 被告は、亡Bと本件利用契約締結日である平成25年12月16日までに、前記1（1）イ及びウ記載の情報が記載された亡Bの要介護認定調査結果票（乙5）の交付を受けた（弁論の全趣旨）。

（３） 本件事故当日の人員配置の体制、逃亡防止策及び監視体制

ア 人員配置体制

本件事故当日、本件施設の利用者は28名であり、被告職員は9名で利用者に対応していた。

平成26年1月23日午後零時20分頃、本件施設利用者の対応に従事していた被告職員9名のうち4名は、昼休憩のため別室の職員休憩室に滞在し、残り5名（D職員、I職員、J職員、K職員及びL職員）が本件施設利用者の対応にあたっていた。この頃、K職員は、1名の施設利用者に付き添って口腔ケアのために脱衣場で作業を行い、J職員は、1名の施設利用者に付き添って口腔ケアの誘導のために脱衣場付近で作業を行っていたため、亡Bを含む施設利用者の多くが滞在するエリアにおいて業務に従事していたのは、D職員、I職員及びL職員であったところ、D職員は、デイサービス正面出入口付近で1名の施設利用者の施設利用相談に応じ、I職員及びL職員は、キッチン付近で引き膳作業に従事していた（以上、前提事実、乙19の5、30の5）。

イ 物的設備配置体制

（ア） 本件建物正面玄関

本件建物正面玄関脇には本件建物の事務所があり、被告職員が常駐していたものの、本件事故当時、被告職員が正面玄関の人の出入りを監視する体制はなかった。また、本件建物正面玄関は、日中は施錠されておらず、人の出入りにより音が鳴る器具等は設置されていなかった（D証人35頁以下、M証人17頁）。

（イ） デイサービスエリアの正面出入り口

本件事故当時、本件施設（デイサービスエリア）の正面出入り口は、日中は施錠されておらず、人が出入りすると鈴の音になる自作の器具が設置されていた（乙19の1ないし5、D証人4頁以下、M証人2頁以下）。

（ウ） デイサービスエリアの本件非常口

本件事故当時、本件施設（デイサービスエリア）の本件非常口は施錠されておらず、人の出入りにより音が鳴る器具は設置されていなかった（乙19の1、33、D証人5頁、M証人16頁）。

（４） 本件事故の状況

亡Bは、平成26年1月23日午後零時30分頃、本件施設のデイサービスフロア内の、認知症に罹患した利用者の滞在エリアにおいて着席していたところ、同日午後零時39分頃、椅子から立ち上がり、キッチンの方向に向かって歩行を開始し、キッチン付近で引き膳作業に従事するI職員に話しかけた後、I職員及びL職員の側方を通過してデイサービスフロア内を横断し、一般利用者の滞在エリアに入った後、そのままトイレの方向に向かい、本件非常口の扉を開けて本件施設を抜け出し、同日午後零時42分頃、本件建物正面玄関から屋外に出て、同日午後零時48分頃、本件建物の敷地の出口に向かって歩行し、本件建物の敷地外に出た。この際、亡Bの上記行動を目で追っていた被告職員はいなかった（甲6の4、乙14、19の5、30の5、D証人32頁）。

（５） 搜索、町内放送及び発見状況

ア 被告職員は、本件事故当日の午後1時頃、亡Bがデイサービスエリア内にいないことを認識し、本件施設内及び本件建物周辺の搜索を開始したが亡Bを発見できず、同日午後1時25分頃、D職員において当時の事務部長であるMへの報告と警察への届出を含めた対応の相談を行ったうえ、同日午後2時40分頃、F町交番に亡Bの搜索を届け出た（乙11、25、D証人10頁ないし13頁、同39頁）。警察は、同日午後5時頃から、警察犬による近隣の搜索を開始したが、警察犬が匂いを追えなくなったため、搜索を打ち切った（乙13、D証人17頁）。

イ 被告は、平成26年1月24日午後2時頃、F町役場に防災無線放送の依頼を行ったが、同日には無線放送は実施されなかった。被告は、翌25日午前7時頃、F町役場に防災無線放送の依頼を行い、F町役場は、同日午前8時、午前11時、午後2時、午後4時、午後6時、翌26日午前10時に、防災無線放送により、行方不明である亡Bの情報を募る町内放送を実施した（甲20の2、乙13、平成27年9月16日付調査嘱託回答書）。

ウ 亡Bは、本件事故から3日後の平成26年1月26日午後2時5分頃、〇県E市（以下略）先のキャベツ畑において、畑仕事作業員により、遺体となって発見された。

2 争点1（被告職員の過失、被告の債務不履行及び過失の有無）について

（1） 被告又は被告職員の義務内容

本件利用契約においては、養護老人ホーム及び老人デイサービス事業など、認知症患者を含めた高齢者を対象とした事業を行う被告が亡Bに対してデイサービスを提供し、その際、被告及び被告職員が亡Bの生命、身体の安全、確保に配慮するものとされている（前提事実（3）イ）。そして、亡Bには認知症状の一つとして徘徊癖が存在して、自ら帰宅などする意思や能力に乏しい状況にあり、このことは被告ないし被告職員も認識していたから（認定事実（1）イ及びウ、（2））、本件施設利用時に徘徊癖が発現し、亡Bが本件施設を抜け出した場合には、同人の生命や身体に危険が及ぶおそれのあったことは明らかというべきである。したがって、亡Bが本件施設を抜け出して徘徊することがないよう被告において人的・物的体制を整備し、あるいは、被告職員において本件施設利用中の亡Bの動静を見守る義務があったものと認められる。

（2） 被告又は被告職員の義務違反の有無

ア そこで、被告又は被告職員における上記義務違反の有無について検討するに、まず、本件事故当日、本件施設においては、28名の施設利用者に対して9名の被告職員が対応しており（認定事実（3）ア）、この人員体制をもって、亡Bを含む本件施設利用者の動静を見守るための体制として不適切ないし不十分であったとは直ちに認めるに足りない。

そして、本件事故当時は昼の時間帯であり、9名のうち4名が昼休憩をとり、5名の被告職員のみで対応をしていたとはいえ（同（3）ア）、これは昼休憩時の一時的な状況であって、本件施設の利用者滞在スペース（デイサービスフロア）が一区画の大部屋であるとしても（別紙図面2）、限られた時間であれば、5名の職員によって本件施設利用者全体の動静を把握できない状況であったとは必ずしも認められないから、本件事故当時の本件施設における人員体制をもって、利用者が本件施設を抜け出すことを防止するためのものとして不適切であったとまでは認めるに足りない。

また、本件施設の出入り口にはデイサービスエリア正面出入り口を除き、人の出入りを音で知らせる器具等は設置されていなかったものの（認定事実（3）イ）、上記人員体制の下、被告職員が本件施設利用者の動静を適切に見守ることにより、本件施設利用者が本件施設を抜け出すことを防止できることからすれば、本件非常口に正面出入り口と同様の器具等を設置していなかったことをもって、物的体制の不備とまでは認めるに足りない。

したがって、被告において、人的・物的体制の整備を怠った義務違反（過失）があるとは認められない。

イ もっとも、亡Bには徘徊癖があって、本件事故当日においても帰宅願望があり（前提事実（5）ア）、本件事故の直前、亡Bは、デイサービスフロア内の椅子から立ち上がり、被

コメントの追加 [12]: 安全配慮義務違反に関する判断です。

コメントの追加 [原口13]: まず、徘徊の具体的な予見可能性があったと認定しています。

（理由）

- ① 利用者には認知症状の1つとして徘徊癖があった。
- ② 職員も利用者の徘徊癖を認識していた。

コメントの追加 [原口14]: そこで、結果回避義務としては、

- ① 徘徊することのないよう人的・物的体制を整備する義務
- ② 利用者の動静を見守る義務

を認定しています。

コメントの追加 [原口15]: 人的・物的体制を整備する義務の違反はないとされました。

（理由）

- ① 28名の利用者に対し9名の職員は不十分ではない（人的体制）
- ② 昼休憩で5名の職員のみで一時的だから不適切ではない（人的体制）
- ③ 非常口に音になる器具を設置していなかったとしても見守りで防げるから不適切ではない（物的体制）

告職員が所在する同フロア内を歩行して本件非常口へと向かっている（認定事実（４））ことが認められる。

この亡Ｂの行動については、女子トイレが同じ方向にあるとしても、被告職員において、亡Ｂが本件施設を抜け出すおそれのある危険な兆候として捉え、少なくとも、その行き先を目で追ひ、一定時間後の所在の確認を要するものであって、亡Ｂの本件施設からの抜け出しと徘徊についての予見が可能であったというべきである。この点、被告は、本件事故以前の本件施設利用時に亡Ｂに異常行動がみられず、予見可能性がなかったなどと主張するが、被告側において、亡Ｂに徘徊癖のあることを認識している以上、亡Ｂの本件施設からの抜け出し、徘徊を警戒すべきことは当然であって、被告の上記主張は採用することができない。

被告職員は、誰一人として亡Ｂの上記行動を注視せず（同（４））、亡Ｂを本件施設から抜け出させているのであって、デイサービスフロアにいた職員において、施設利用相談への対応や引き膳作業に従事していた（同（３）ア）としても、亡Ｂを含む本件施設利用者の動静に意を払うことができなかったものとは認められず、そうすると、被告職員において、亡Ｂが本件施設を抜け出して徘徊することがないよう、その動静を見守るべき義務（注視義務）に違反したものと認められる。そして、現場の被告職員において、亡Ｂを本件施設からこのように容易に抜け出させたとすれば、これは、被告における被告職員に対する日常的な指導や監督が不徹底であったことを裏付けるものに他ならず、被告において相当の注意をもって被告職員を指導監督すべきであったというべきである。

（３） 小括

以上によれば、被告側において、亡Ｂが本件施設を抜け出すことがないよう同人の動静を注視する義務を怠ったと認められ、これは被告の本件利用契約上の債務不履行であるとともに不法行為でもあるから、被告は、債務不履行責任及び使用者責任を負うものと認められる。

３ 争点２（被告職員及び被告の権利侵害又は債務不履行と亡Ｂの死亡との間の相当因果関係の有無）について

（１） 亡Ｂには、本件事故当時、徘徊があり、自宅から徘徊をはじめた場合には自力で帰宅できていたとはいえ、外出先のスーパーからいなくなった後、ガソリンスタンドでうずくまっているところを警察に保護されたことがあるなど（認定事実（１）イ及びウ）、認知症の中核症状の一つである見当識障害（甲１７）のために、不慣れな場所においては、自身の置かれた状況を適切に理解することができない状況にあったものと認められる。

そして、本件施設の所在地（○県（以下略））は、亡Ｂの居住地（Ｃ市（以下略））から離れており、亡Ｂの日常生活の活動範囲外にあるうえに（乙１、原告Ｘ１本人３１頁、弁論の全趣旨）、亡Ｂは、本件事故以前に送迎等により体験入所を含めると本件施設を８回利用したことがあるのみであったから（Ｄ証人６頁）、亡Ｂには本件施設周辺の土地感がなかったものと認められるところ、亡Ｂが本件施設を抜け出して徘徊した場合には、独力で本件施設や自宅に帰り着くことはおよそ困難であったものと認められる。

コメントの追加 [原口16]: 具体的な状況の変化に沿って、さらに**具体的な予見可能性**を認定し直しています。

（理由）

- ① 利用者の徘徊癖
+
- ② 利用者が椅子から立ち上がり、フロア内を歩行して、非常口へと向かった

コメントの追加 [原口17]: そして、被告（事業者側）は、

利用者の動静を見守ることをしなかったから、

結果回避義務違反があると認定しています。

また、上記判示のとおり、亡Bに本件施設周辺の土地勘がなかったことに加え、その歩行能力には特段の問題がなかったことによれば、本件施設を抜け出した亡Bが徘徊し、容易に発見できない場所に迷い込むことは十分にあり得る事態であり、さらに、本件事故当日の気温（福岡県）が平均で4.9度、最低では0.6度と低かったこと（前提事実（5）オ）、亡Bが本件施設を抜け出した際、来所時に身につけていた上着を着ていなかったこと（甲6の4、D証人37頁）を踏まえると、亡Bが発見されずに低体温症により死に至ることも十分にあり得る事態であったというほかない（なお、NHKの調査結果によると、平成24年における認知症を原因とする行方不明者は延べ9607人であり、内351人が死亡し、内208人が同年末時点で行方不明のままである（甲18の4）。）。

以上判示の各点を総合すれば、亡Bが本件施設を抜け出して徘徊した場合には、独力で帰り着くことができず、発見もされないまま低体温症により死亡に至ることが十分にあり得るものといえるところ、亡Bの動静の注視を怠り本件施設から抜け出させた被告側の義務違反行為と亡Bの死亡結果との間には、相当な因果関係があると認められる。

（2）これに対し、被告は、亡Bの死亡との間の因果関係を争い、本件事故当時、亡Bが他人への意思伝達能力等を欠いておらず、助けを求めようとすればそれが可能な環境にあったなどと主張する。

この点、亡Bが自身の置かれた状況等についての通常の認識があつて、自身が徘徊し、見知らぬ場所にいることやそのままでは生命に対する危機が迫るなどの状況を把握することができ、それに応じた適切な対応能力を備えていたのであれば、本件建物から亡Bの発見現場に至る複数の経路には、人通りのある道路や民家が存在する（甲14、乙20、21）から、近隣の民家に助けを求めるなどして、容易にその危機を回避することができたものと想定でき、その場合には、亡Bを本件施設から抜け出させたことから直ちに死亡の結果が生じるとまではいえないというべきである。

しかし、亡Bは、認知症に罹患しており、認知症には中核症状の一つとして見当識障害が生じ、時、場所、状況等の失見当及び誤見当が生じると認められるところ（甲17）、現に、本件事故以前に外出先のスーパーからいなくなった後、ガソリンスタンドでうずくまっている状態で警察に保護された経験のあること（認定事実（1）ウ）が認められる。そして、そもそも、亡Bにおいて、自身の置かれた状況に対して適切に対応できる能力があつたのであれば、本件建物周辺に土地勘がなく、自宅への道順を知らなかったと考えられる状況下でも、キャベツ畑のあぜ道上において低体温症により死亡することはなかったのであって、亡Bが上記見当識や対応能力を備えていたとは認め難く、亡Bが他人に助けを求めるなどして生命に対する危機を回避することは困難であつたものと認められる。

被告の上記主張は採用することができない。

（3） 小括

以上によれば、被告の債務不履行ないし義務違反行為と亡Bの死亡結果及び死亡による損

コメントの追加 [原口18]: 義務違反と死亡との間の因果関係の認定において、NHKの調査結果を参考資料にしていますね。

コメントの追加 [原口19]: 被告（事業者側）は、言い分として、以下のことを主張しました。

（言い分）

本人は他人への意思伝達能力があり、助けを求めようとすればできた。

コメントの追加 [原口20]: しかし、裁判所は、被告（事業者側）の言い分を認めませんでした。

（理由）

認知症による見当識障害により適切に対応できない。

害との間には因果関係が認められる。

4 争点3（亡B及び原告らの損害額）について

（1） 亡Bの死亡慰謝料 2000万円

亡Bは死亡時76歳であり、認知症に罹患していたとはいえ、その他に重大な疾患はなく、本件事故がなかったとすれば、その後も従前のとおりの日常生活を過ごして、本来の時期まで存命したものと認められる。また、被告は、高齢者介護事業を営む事業者であって適切な介護サービスを提供することが求められる立場にあったうえ、原告X1は主として亡Bの徘徊癖による介護負担を軽減するために本件施設を利用したものと窺われ、被告には亡Bの徘徊癖が明確に伝えられているにもかかわらず、被告職員は施設利用者の動静を見守るという基本的な義務を怠って亡Bを本件施設から抜け出させ、死亡に至らせたものである。さらに、被告は、亡Bの行方不明が判明した時点で直ちに警察に通報するなどの措置をとっておらず、警察への通報は判明から2時間弱が経過した後に行われているところ（認定事実（5）ア）、直ちに警察に通報していた場合に亡Bが発見され、死亡結果を回避できたかどうかは不明であるものの、必ずしも最善の対応をしたとまでは認められない。

コメントの追加 [原口21]: 2,000万円という高額な死亡慰謝料が認められています。

以上のほか、本件に顕れた一切の事情を考慮すると、亡Bの死亡による精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、2000万円を認めるのが相当である。

コメントの追加 [原口22]: 被告（事業者側）がすぐに警察に通報しなかったことが考慮されています。

（2） 亡Bの死亡逸失利益 210万3947円

ア 亡Bは、生前、国民年金及び厚生年金保険の老齢厚生・基礎年金として、年間42万5100円の支払を受けており（前提事実（7））、これを基礎収入とする。

イ 生活費控除率については、亡Bが、生前、自身の年金収入のみでは生活費及び介護費用を賄うことができず、主に原告X1の厚生年金により生活していたことが窺えること、原告X1の厚生年金の受給額は年間約216万円であること（原告X1本人31頁）を考慮して、50パーセントとするのが相当である。

ウ 以上を踏まえ、亡Bの平均余命14年にかかる逸失利益として、以下の計算式により210万3947円（小数点以下切捨て、以下同じ）を認めるのが相当である。

（計算式）

$42万5100円 \times (1 - 0.5) \times 9.8986$ （14年間のライプニッツ係数）

（3） 文書料 5000円

証拠（甲9）によれば、原告X1は、亡Bの死体検案書作成費用として5000円を支出していることが認められ、後日の損害賠償請求に備えるために、死体検案書の作成を受けたことは、必要かつ相当な処置であったと認められるから、上記支出は相当因果関係を有する亡Bの損害と認められる。

（4） 相続による取得

原告らは、前記（1）ないし（3）の亡Bの損害賠償請求権を法定相続分の範囲で相続し、その額は、原告X1が1105万4473円、原告X2及び原告X3が各552万7236円

である。

(5) 原告ら固有の慰謝料

被告側による義務違反行為は不法行為に該当するところ、同不法行為により亡Bが死亡したものであるから、原告らは、亡Bの配偶者又は子として、使用者責任に基づく固有の慰謝料を請求することができ、前記(1)の諸事情を考慮すると、その精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、原告X1につき200万円、原告X2及び原告X3につき各100万円を認めるのが相当である。

(6) 弁護士費用

原告らの弁護士費用として、原告X1につき130万円、原告X2及び原告X3につき各65万円を相当と認める。

5 原告らの請求のまとめ

前記4の各損害のうち、前記4(1)ないし(3)は本件利用契約の債務不履行による損害賠償請求権及び使用者責任による損害賠償請求権のいずれに基づいても認められるものであり、同(5)及び(6)は使用者責任による損害賠償請求権に基づいて認められるものであるところ、使用者責任による損害賠償請求権に基づいて上記各損害についての原告らの請求を認めるものとする。

以上によれば、原告X1の請求は、被告に対し、使用者責任による損害賠償請求権に基づき、1435万4473円及びこれに対する不法行為日である平成26年1月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告X2及び原告X3の請求は、いずれも、被告に対し、使用者責任による損害賠償請求権に基づき、各717万7236円及びこれに対する不法行為日である平成26年1月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、相当でないから、これを付さないこととする。

別紙図面1

別紙図面2